

表紙地図紹介 熊本都市計画図 建物用途別現況図 1927 年(昭和2)

今回から都市計画法により進められた都市計画の歴史に関連した地図を紹介していきます。文明開化で欧米には様々な都市施設があることを学び、明治維新後に個別にそれらの施設を導入していきます。そして本格的な都市計画の登場は明治 21 年の東京市区改正設計条例になります。この市区改正はその後東京に限らず大阪や名古屋、京都や神戸、そして熊本にも及びます。明治 30 年 9 月就任の辛島格市長の市区改正事業がそれです。練兵場の移転、新市街の整備、そして中央公園としての下河原公園がすでに明治期に開園します。熊本市は市制施行以来都市計画に非常に敏感な市であったこととなります。そうした中で大正 8 年に都市計画法(旧法)の公布となり、これが熊本市および周辺の町村に適用されたのは、大正 12 年のことで、大正 10 年の飽託郡 11 町村の合併とともに、その後の本市の発展の基礎をなす出来事でした。ここに紹介する地図は、本市の都市計画に関連する最初の地図と思われます。大正 15 年 10 月陸地測量部製版の地図を基に、都市計画熊本地方委員会が作成した「熊本都市計画図 建物用途別現況図」です。昭和 2 年同委員会による「熊本都市計画参考資料 街路ノ部」に収められています。大正 14 年 11 月 30 日に正式に決定された都市計画区域が、黒の太線で、地図上に示されています。当時の熊本市域よりも広く、清水村や画図村の一部などが含まれています。この地図の黄緑が住宅の類、赤が商業的建築物、青が工場です。

この建物用途別現況図を眺めると、都市計画の範囲において、住宅や商業的建築物は中心部に集中しています。大正 10 年の近隣町村との合併を経て実現した「大熊本市」は、三大事業(上水道の整備、市電開通、歩兵第 23 連隊の移転)にみられる発展もあり、人口が急激に増加していました。増加する市民の居住スペースの確保のため、市街地の市周縁部への拡張とそこから旧市街地内の商業地域にアクセスできる交通インフラを整備する必要が生じました。

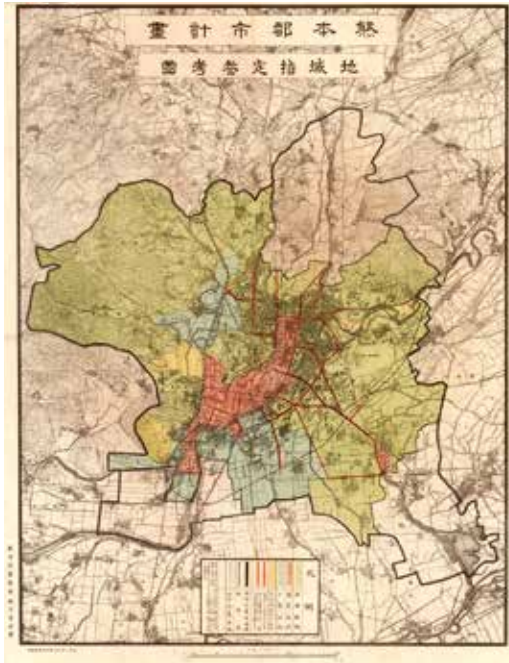
当時の熊本都市計画区域決定理由書には、「都市計画の範囲は交通機関の発達も見据えて、商業の中核地点に 30 分から 40 分で到達できる範囲で、市内花畑町記念碑(征清記念碑)を中心に半径 4 マイル(約 6.4 キロ)の円内に収まる範囲とされたこと、また、郊外については、北は住宅地として清水村の一部を、南東部分は健軍村・画図村の一部を含んだ地域で遊園地、西南は白坪村・日吉村の一部を含んだ地域で工業地として適当」と記されています。

歩兵第 23 連隊跡地及び征清記念碑周辺より南西部分の、白川までの地域は、商業的建築物が集中しています。逆に北東部分すなわち現在の上通り・下通り付近から坪井方面にかけての地域を見ると住宅の類が広がっており、市街は、歩兵第 23 連隊によって、商業が集中する地域と住宅が集中する地域に分断されていたことが

わかります。市の主要部分を占めていた歩兵第 23 連隊が「本市商工業の発展を拒む」ことから、移転を求められたことが納得できます。また、住居や商業関係の建物が混在している様子が窺えます。京町周辺の道路、清水・黒髪方面に向かう道路、水前寺方面に向かう道路などを見ると、商業的建築物が集中しています。この現況を踏まえて、熊本都市計画地域指定理由書には、住居地域、工業地域内であっても、主要道路や都市計画街路沿道には商業地域を設定し、沿線商業の保護に努めると書かれています。

補図は、「現況図」と同時期の昭和 2 年の「地域指定参考図」です。「現況図」を踏まえて、土地の地域指定が色分けされています。赤色の商業地域を中心にして、鉄道路線が整備された熊本駅、春竹駅(現：南熊本駅)、上熊本駅周辺が工業地域とされ青色で表され、それらを取り囲むように住居地域が黄緑色で設定されています。住居地域、商業地域、工業地域以外の所は、黄色で表されています。また、商業的建築物が集中している上熊本駅前、迎町付近、砂取も商業地域に指定されており、それぞれの地域で商業の中心地としての役割が期待されていました。

このように熊本市初の都市計画は、土地利用の現況を精査して、現況を尊重しつつ、幾つかの問題点を意識しながら用途に関する地域指定をする形で進められたことが分かります。



(補図) 熊本都市計画 地域指定参考図(熊本県立図書館 所蔵)
補図は、昭和 2 年陸地測量部製版の 2 万分の 1 正式図を加工したもの

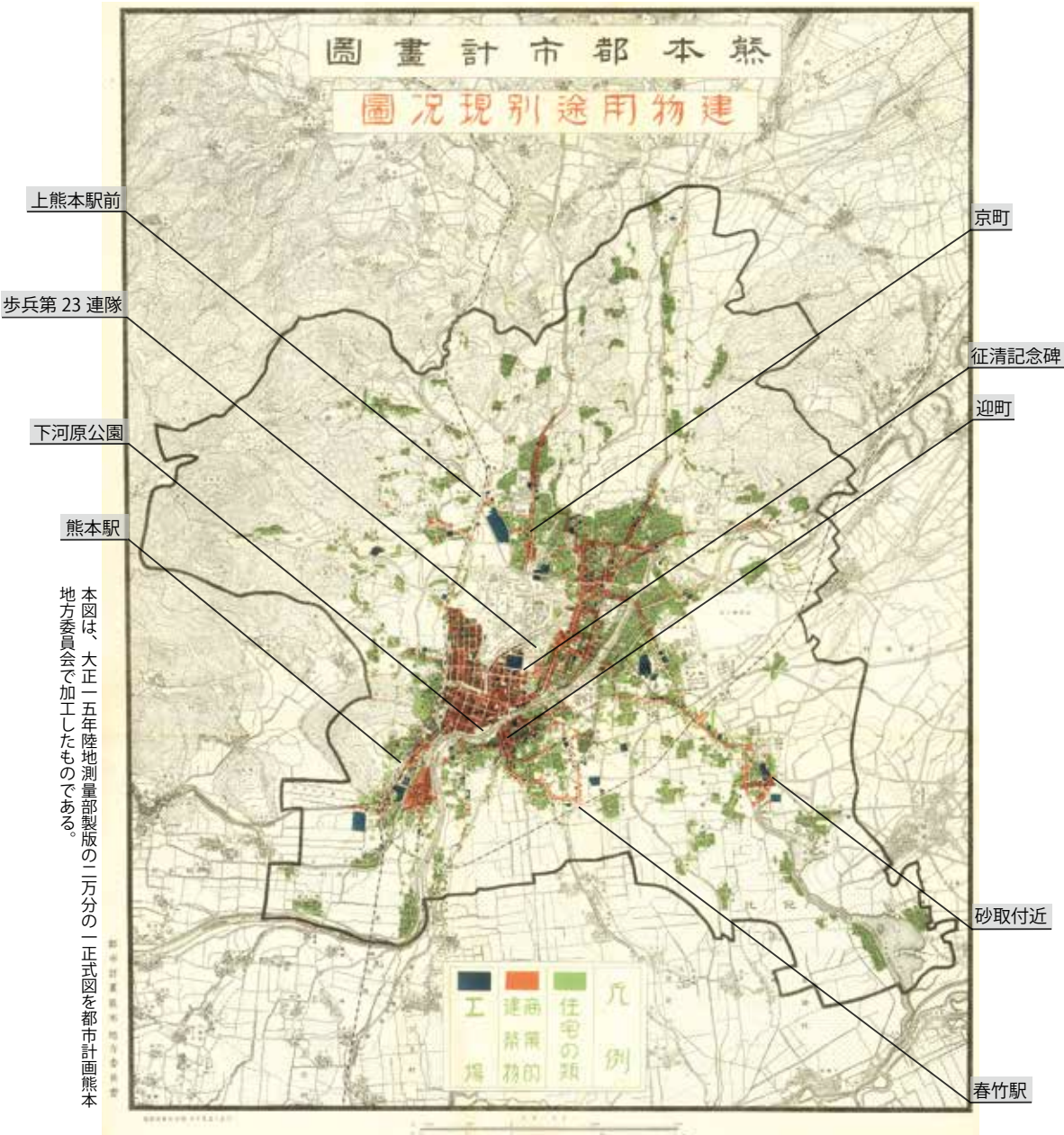
主要参考文献

新熊本市史編纂委員会編(2001)『熊本市都市計画事業・産業調査資料(大正・昭和初期)』

IPRK

Institute of Policy Research, Kumamoto city

熊本市都市政策研究所ニュースレター 第13号 2017年(平成29年)10月



(本図) 熊本都市計画図 建物用途別現況図(公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 市政専門図書館 所蔵)
※本図は、原本の地図に熊本市都市政策研究所において施設名等を加筆したものです。

「都政研発足 5 年目を思う」 熊本市都市政策研究所 所長 蓑茂 壽太郎

〈第 18 回講演会報告〉「自治体環境政策の最前線ー政策法務の観点から展望するー」
首都大学東京 都市教養学部 教授 奥 真美 氏

〈第 19 回講演会報告〉「学部・熊本の国際化を考える
～イギリスで生まれ、熊本に住んで 20 年～」
熊本県立大学文学部 英語英米文学科 教授 レイヴィン リチャード 氏

活動報告

研究員だより

表紙地図紹介



宝くじの収益金は公共事業等を通じて社会に貢献しています。

熊本市都市政策研究所ニュースレター 第13号 2017年(平成29年)10月

【編集・発行】 熊本市都市政策研究所

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル5階 ☎096-328-2784

E-mail:toshiseisakukenkkyusho@city.kumamoto.lg.jp ホームページはこちら

熊本市都市政策研究所

検索

都政研発足 5 年目を想う



熊本市都市政策研究所 所長

袁茂 壽太郎

熊本市は平成 24（2012）年 4 月 1 日に全国で 20 番目の政令指定都市になりました。その 1 年前に九州新幹線が全線開業しましたが、東日本大震災の発生によりお祝い行事は延期されました。政令市に移行した熊本市民は、人間の英知である国土計画の成果と自然災害の脅威を共に感じ取ったわけです。この時、熊本市民の誰が昨年の熊本地震を予想したでしょう。

大変革が熊本に訪れ、さらにその後も幾多の変化が想定される中で、平成 24 年 10 月 1 日に熊本市都市政策研究所は市役所本庁舎 13 階の一室に小さく誕生しました。時系列としては、政令市指定と同時になく半年遅れての発足ですが、極めて順当な設置であったと思います。想像するところ政令市にはシンクタンクとなる研究所が必要だと議論された結果だと思っています。初代所長の予定者として相談を受け、当初の歩き方を考えたのが昨日のここのようです。

「政令市に必要な研究所」としてスタートしましたが、これをいち早く「どうしても必要な研究所」にしなくてはならない。そのコンセプトで理念を探し、政策立案に資する素材を提供する研究所にしたい。これを理念に行動を開始し 5 年が経ちました。

私は、これまでも新しい組織の立ち上げや改組を人よりは多く経験していると思います。私の経歴に初代が付く肩書が多いのがその証拠です。いずれの場合も考えてきたのは、最初の発射角度を如何に定めるかです。いつでも、どこでも、その組織に関わるスタッフが「行動がイメージできる理念」を掲げることが重要だと考えてきました。理念なき行動には一貫性がなく、行動が伴わない理念だけでは、その効果が見えないことが多いからです。本研究所については『どうしても必要な研究所にする』を理念に掲げ、現在も、これをみんなで共有しています。

ところで、第 12 代藩主の細川斉護（1804-1860）候は『花の心がわかる武士であれ』と花卉愛好家集団・花連を藩公認で育て、精神修行に当たらせたとされています。そしてこれが肥後モッコスの精神と符合するようです。頑固に取り組む精神が欠かせないということになります。しかし頑固に取り組むだけでは変化への対応ができません。社会の風を読みながら進路を決めることが重要です。突き進むことの重要性を心して、社会の風を読み再考する機会が周年の時にはあり、5 周年もその一つだと思います。

創設からの 5 年間は、調査研究、情報発信、人材育成の 3 本柱でそれぞれについて多様な取り組みをしてきました。都市政策研究のフレームをつくり、研究員が自由闊達に取り組んできました。調査研究の成果並びに、その過程で得た情報を様々な形で発信してきました。人は情報の収集だけに関心を寄せがちですが、この 5 年間で、私たちは、情報を発信すれば自然と有益な情報が集まることを学んできました。

翻って、自治体で政策研究活動が広がるのは 1980 年代以降です。地域独自の政策を進める自立化に伴い必要とされた傾向にあります。政策情報の流通、歴史的史料の掘り起し、そして人材の研修に力点が置かれました。中でも最も期待されたのが人材育成です。もちろん市の組織には人材を育成する体制が幾重にも採られています。本研究所が担当する人材育成の特徴は、政策立案能力の向上を旨としたプログラム提供にあります。市役所に採用された職員を専門エキスパートの材となし、なくてはならない財に育成することが殊の外重要だからです。日常の仕事を通じた OJT も重要ですが、それ以外の「学び足しや学び直し」の機会を特別に持たないと社会の変化に対応できないのがこれからではないでしょうか。

5 年間の顧みて、多様な人材を受け入れ可能な、広い裾野の礎石をいくつか並べることができたように思います。「学び・考え・行動する」のホップ・ステップ・ジャンプを心して、裾野が広い組織の構築に当たりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

「自治体環境政策の最前線－政策法務の観点から展望する－」（要旨）

〔第 18 回講演会報告〕

講師 奥 真美 氏

〔首都大学東京 都市教養学部 教授〕

1967 年東京都生まれ。横浜国立大学経済学部卒業、同大学大学院国際経済法学研究科修了。（財）東京市政調査会研究員、長崎大学環境科学部助教授を経て、2006 年より現職。専門は環境法、行政法。

期日 平成 29 年 5 月 16 日（火）

場所 熊本市国際交流会館 7 階ホール



これまでも地方公共団体は国に先駆けて様々な法的あるいは法以外の手法を駆使して、地域が直面する環境問題に対応してきた。地方分権改革が進む中、今後さらに自らの頭で考え、方向性を見極めながら環境政策を展開していく重要性が増している。地方公共団体が法というツールをいかに賢く使いこなしていくかが、今後ますます問われることになる。これは、環境政策の分野に限らず、自治体政策全般に通じることである。

地方公共団体においては、住民福祉の増進に必要と思われる政策を展開するにあたり、自主的に法解釈をしていくことがポイントとなる。それは、国の法令についても、自治体が自身の課題解決に向けて必要な解釈を加えていくこと、つまり、国が示した通達に基づく解釈に捉われたり、縛り付けられたりすることなく、自主的に法解釈を行い、国の法令だけで不十分な場合には、自主的に考えた上で必要に応じてローカルルールを作っていくこと、さらに、それを考え自身で実践することが必要と考える。

法というのはあくまでも政策実現のための手段の一つとなるので、法という手段をいかに効果的に賢く使っていくかを考えながら、必要な場合にはルールを作っていく。そして場合によっては様々な訴訟の提起や苦情の申立てといった争訟にも直面するかもしれないが、それを政策に展開していく際の糧、教訓とし、よりよい政策実現にむけて評価を行う。このような PDCA サイクルを回していくことが政策法務の考え方になる。

政策法務というのは、あらゆる段階で、どのような法的及び法以外のツールを組み合わせたら目的を達成していけるかを考え、必要に応じてルール化を図っていくことであり、政策の段

階性を意識しつつ「どの段階でどのような内容をもつ法的なツールを賢く活用するのか」を考える必要がある。

例えば「地球温暖化問題」が政策課題としてあったとき、これを解決するためには、温暖化の「原因」に対策を講じるものと、温暖化の進行を前提として「結果」に対策を講じるもの、すなわち、「原因対策」と「結果対策」の二つのアプローチがある。原因対策では、温室効果ガスの排出抑制があり、これは緩和策といわれる。結果対策としては、温暖化の進行を前提としてこれに適応するため、例えば高い温度であっても生育可能な農作物の品種を開発するなどがあり、これは適応策と呼ばれている。原因対策でも結果対策でも政策課題にアプローチするにあたり、法的ツールをどのような場面でどのように駆使するかということを意識し、対策を考えることが、政策法務の実践といえる。

環境問題は、環境汚染・公害問題といった身近な問題から、オゾン層破壊・気候変動といった地球レベルの問題、さらには宇宙環境問題など、多様化し、その要因も複雑化している。このような多岐にわたる環境問題の対応は、既存の縦割りの法体系に捉われていては十分に対応できないため、自治体は特に国の法令全体を見渡し、カバーしていない部分や不備な部分については、いかに自主立法等で補うかを考える必要がある。

環境問題は多様であるため、個々の特徴をしっかりと踏まえた上で効果的な施策を見極め、うまく組み合わせを考えていくことがポリシーミックスのポイントとなる。

例えば、従来の産業型公害の場合には直接的な規制が有効となる。公害規制では、排出基準の遵守を義務付けて、守られない場合は罰則を適用するといった直接規制が最も効果的であるが、問題の因果関係が複雑で原因が限定できないなど、科学的不確実性を伴う場合には、直接規制は使えないので P R T R 法のような枠組み規制となる。つまり、具体的な排出基準の遵守を義務付けるのではなく、例えば「化学物質の排出量を把握して報告しなさい」という枠組み規制を使うこととなる。

それから、原因者が多岐にわたるものには、規制は現実的ではなく、経済的な手法で、プラスもしくはマイナスの経済的インセンティブを与える手法もある。

ポリシーミックスでは、これら複数の政策手法等をうまく組み合わせていく発想が重要で、どの部分を法で担保するのか、規制をかける際の法的根拠がない場合、それ以外の方法を含めてどう法的に位置付けるかなど、政策手法をどう駆使しつつ、どこで法的位置付けを与えるかを検討することが必要になる。

最後に、今後必要となる視点として SDG s（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）というものがある。SDG s は、2030 年に向けた対応として国連で国際的に合意された 17 の目標であり、地方公共団体において環境基本計画等との関連性を意識し、具体的施策展開につなげていく視点が自治体レベルで求められてきている。

「学都・熊本の国際化を考える～イギリスで生まれ、熊本に住んで 20 年～」(要旨)

〔第 19 回講演会報告〕

講師 レイヴィン リチャード 氏

〔熊本県立大学文学部英語英米文学科 教授〕

1962 年イギリス Torbay 生まれ。Leeds 大学文学部卒業、Sheffield 大学文学研究科修了。1987～1990 年 JET プログラムにて天草で ALT。2002 年より熊本県立大学に勤務し、現在は文学部教授で、英語英米文学科の学科長を務める。

期日 平成 29 年 8 月 9 日(水)
場所 熊本市現代美術館アートロフト



「イギリスの街」というと、ロンドン、コッツウォルズ、マンチェスター、リバプール、グラスゴーといったロンドンから北側のエリアを思い浮かべる方が多いのではないと思う。この偏りの一つの要因は、日本で目にすることのできる情報量の差とも言える。私の生まれた街はトーベイというイギリス南西部の海辺の街で、作家のアガサ・クリスティの故郷としても知られている。

「イギリスの教育制度、日本の教育制度」について考える。イギリスにおける教育の問題点を挙げると、1 つ目は「Low standards (学力水準の低さ)」である。2013 年に OECD が発表した算数の国別学力ランキングを見ると、1 位オランダ、2 位フィンランド、3 位日本に大きく差をあげられ、イギリスは 21 位となっている。こうなってしまった理由は様々な説があるが、その一つとして改革が多すぎて、カリキュラムや制度がすぐに変わってしまうからであると言われている。

2 つ目は、「Anti-“swot” culture」である。swot とは勉強熱心ということで、イギリスでは勉強ばかりしすぎる事を良しとしない風潮がある。

3 つ目は、「High student fees and debt (学費が高い)」である。以前は 3000 ポンドほどであった国立大学の年間の学費が、2011 年頃から 9000 ポンド(日本円でおおよそ 130 万円)となっており、日本の国立大学と比べても 2 倍以上の高額といえる。

一方、日本の教育の問題点を挙げると、1 つ目は「Lack of creativity (創造性の欠如)」、2 つ目は「Lack of initiative (主体性の欠如)」、3 つ目は「Too much schooling (多すぎる授業)」

である。これは学校だけを指しているのではなく、学校の授業があり、さらにその上で多くの人は塾へも通っているという状況を指す。2 つ目の主体性の欠如とも関連するが、これだけ授業をつめこまれると、自分で決めて何かに取組むといった機会はないように思う。その分知識量はイギリスの子どもより多いと思われる。

次は「言語教育」について述べる。カナダやスペインでは、イマージョン教育という、すべて(または半分)の授業を学びたい言語で行なう(例えば化学をフランス語で学ぶ等)という法式を採用しているが、イギリスではそういった取組みはほとんどない。イギリスも日本と同様に島国であり、またイギリスでは、英語がどこの国でも通用するという考えがどこかにある為、外国語の習熟度が上がっていかないという状況がある。

日本の英語教育を考えるとき、「読み書きはできるが、話せない」といった話をよく聞くが、TOEIC のスコアを見るとリーディングのスコアがすごく低いという状況がある。教科書への親しみやすさを重視してか、テキスト量が少なく、日本人は圧倒的にリーディングが足りないのである。ノートルダム清心女子大学が発表している、メキシコ、韓国、日本の中学・高校の英語の教科書に入っている語数を比較したのを見ると、日本の 35,043 語に対し、韓国では 61,433 語、メキシコでは 232,536 語と圧倒的な差が生まれている。加えて、教科書以外の本を読まないといった問題もある。

最後に「住みやすさ」について述べる。熊本市が実施した市内に住む外国人を対象としたアンケート結果の、熊本市を暮らしやすいと感じている理由を見ると、1 位は「人がやさしい」で、2 位は「安全である」であった。熊本をはじめ日本ではどこでも、犯罪に巻きこまれる可能性が、他国の都市にくらべて格段に低く、この治安の良さはとても大きい。

一方で、「公園やスポーツ、文化イベントなどの施設が整っている」や「外国人に対する行政サービスがわかりやすい」といった理由で住みやすさを感じている割合は低くなっている。

エコノミスト誌がまとめたイギリスの住みやすい町ランキングの 1 位はマンチェスターで、医療、教育、安定性、文化と環境、社会基盤といった基準で順位付けされている。イギリスでは 1 位のマンチェスターだが、世界では 46 位という結果となっている。住みやすさが上位の町の共通点としては、中規模の都市、人口密度が高すぎない、犯罪が少ないといった事があげられる。

住みやすさを考えたときに、熊本の良いところとして、町の中心部にビジネス環境と住環境が共存している点があげられる。今後もこの環境が保たれるよう舵取りしていく必要がある。

その他、外国人が暮らしやすいと感じる大きな要因の一つである言語サービスを見ると、熊本市のホームページは英語、韓国語、中国語の 3 ヶ国語に対応しており、ロンドンが英語だけであるのと比べると充実していると言える。

活動報告

熊本の都市形成と城下町の町並みづくりについて大学院生の授業で解説しました。

都市政策研究所では、「熊本都市形成史図集」、「同戦後編」等の作成を通じ、地域の歴史認識・地域認識の共有化に資する研究を進めてきました。これに関連し、慶応義塾大学大学院における授業「環境科学技術・政策特論」の一環として要請を受け、6 月 2 日に熊本市の都市形成の歴史と城下町の町並みづくりについて現地にて学生に解説を行いました。同大学環境情報学部の一ノ瀬友博教授ほか教員 1 名の引率のもと、フィリピン等からの留学生を含めた学生 5 名が参加しました。

はじめに熊本城について、築城や西南戦争による影響、1960 年代の復元等の経緯を説明し、昨年の熊本地震による被害とその復旧について、城の周囲を巡りながら案内しました。また、前述の図集等に掲載されている図を示しながら、城や周辺の土地利用が近代以降に大きく変化した様子について解説しました。次に、新町・古町の城下町としての成り立ちや戦後にかけての変遷等を解説し、市が地域と協働で進めている城下町の風情を感じられる町並みづくりの取組みを紹介しつつ、地震による建造物への被害についても、代表的な建物のある地域を巡りながら案内しました。学生は熊本城及び城下町の特徴やこれまでの歴史的経緯に加え、それらが現在、熊本地震によって大きな影響を受けていることについても理解を深めていました。

(市川 薫)



城下町の昔の町名を説明する市川研究員
(6 月 2 日撮影)

国土交通大学校『観光・歴史まちづくり行政研修』に参加しました。

6 月 12 日から 16 日にかけて、国土交通省の職員や地方公共団体の職員等を対象に、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行なうために必要な知識・考え方の習得や行政能力の向上を目的とした研修を実施している、国土交通大学校で開催された研修に参加しました。今回の研修は、歴史まちづくり行政、文化財保護行政及び観光まちづくり行政における課題や施策等に関する基礎的知識から専門的知識までの習得と、先進自治体や NPO によるまちづくりの取組事例を知ることを目的としたものでした。座学だけでなく、平成 23 年に歴史的風致維持向上計画認定都市に位置付けられた埼玉県蕨市の川越市を実際に訪れ、歴史的建造物を視察し、市担当者から歴史的風致の維持・向上に資する取組みについて説明をうける等、実践的な知識も得られました。

川越市での視察で印象的であったのは、平成 27 年に菓子屋横丁という歴史的な町並みの残るエリアで火災があった際、歴史的風致維持向上計画認定都市として国に認められていたため、復興に公金を投入することがスムーズに行なえた、というお話でした。熊本市においても、熊本地震で被災した歴史的建造物の復旧や、今後の災害への備えも見据えた「歴史まちづくり」に取組んでいく必要があるのではないかと感じました。都市政策研究所では、熊本市の歴史を活かしたまちづくりを進めていく際の基礎となるような研究を行なっていきたいと考えています。

(松澤 真由美)



都市の文化施策と歴史まちづくりに関する講義の様子 (6 月 16 日撮影)

『(仮称) 平成 28 年熊本地震 震災記録誌』の編纂が大詰めです。

本研究所では、昨年度から引き続き政策局復興総室と共同で『(仮称) 平成 28 年熊本地震 震災記録誌』の編纂に取り組んでおり、編纂作業が大詰めを迎えています。

平成 28 年 4 月 14 日の前震、16 日の本震から約 1 年 6 ヶ月が経ちます。この間、本市では避難所の運営やライフライン・インフラの復旧、り災証明書の発行、応急仮設住宅等の建設、震災廃棄物の処理、住宅・宅地の復旧、熊本城等の文化財の復旧など、復旧・復興に係る様々な震災対応業務に取り組んでいます。

現在、編纂を進めている『(仮称) 平成 28 年熊本地震 震災記録誌』では、熊本地震による被害状況や、平成 28 年 4 月 14 日の発災から平成 29 年 3 月 31 日までに本市が行った約 1 年間の特徴的な活動内容等について、そのプロセスも含め、発災時から時系列に記録したものであり、「総論」、「被災状況等」、「応急復旧期」、「復旧期」、「復興期」の 5 部構成で編纂を進めています。

『(仮称) 平成 28 年熊本地震 震災記録誌』は、今回の熊本地震で発生した問題や課題を次の災害への備えとして役立てることを目的とし、また、今回の震災における貴重な経験を後世に伝承するとともに、国や他自治体においても今後の災害発生時の防災対策の参考となるものを目指しています。さらに、『(仮称) 平成 28 年熊本地震 震災記録誌』の編纂を進めていく過程で得た資料や知見は、今後の防災対策や熊本地震に係る調査研究にも役立てたいと考えています。

(清原 邦洋)

活動報告

『平成 23 年熊本市産業連関表』が作成されました。

熊本市では平成 24 年 4 月の政令指定都市への移行を背景に、市域内における産業活動を示す産業連関表の作成を平成 26 年度から進め、平成 29 年 3 月に平成 23 年の統計データを用いた『平成 23 年熊本市産業連関表』を公表しました。

産業連関表とは経済活動における産業相互間の取引や各産業と消費者間の取引関係を一覧表にまとめたもので、地域経済の規模や構造を明らかにできるとともに、経済波及効果の推計にも活用されます。その分析結果は政策立案に生かしていくことができます。

当研究所においても、当初から指定都市として地域経済における産業構造の統計的把握とそれに基づく分析について職員が十分に理解し活用を図ることが重要であるとの認識から、平成 25 年 8 月、計量経済学が専門でわが国における経済統計の第一人者である慶応義塾大学名誉教授の清水雅彦氏を講師にお迎えし、「地域経済の再生と構造変化」と題して講演会を開催しました。また、この講演会を開催するにあたっては、市職員が産業連関表とはどのようなものか事前に理解しておく必要があったことから、産業連関表の仕組みや見方、活用事例について、当時産業連関表作成を担当していた統計課と共同で、産業連関表に詳しい小田正氏（公益財団法人 地方経済総合研究所）を講師に招き 2 回の事前研修会を開催しました。

このような経緯の中で始まった本市の産業連関表の作成は、現在の担当課である総務局総務課によって進められ、本年 3 月完成に至りました。総務課では、職員が本市の産業連関表の活用方法に関してさらに理解を深めるため、これまで 3 月と 8 月の 2 回にわたり分析ツールを使った研修会を開催しました。当研究所では、今後も経済統計等を活用した調査研究にも取り組んでまいります。

（植木 英貴）



本市産業連関表分析ツールを使った研修会の様子
(8 月 17 日撮影)

公的扶助予防のための「教育援助」制度（デンマーク）について社会政策学会で報告しました。

6 月 4 日、明星大学（東京都日野市）で開催された、社会政策学会第 134 回大会自由論題第 3「アクティベーション」にて、『デンマーク公的扶助受給者への「教育援助」導入の背景と経過』と題して発表しました。

アクティベーションとは、公的扶助（生活保護）や失業給付などの受給者が、職業教育・訓練や職場実習などを通じて就労能力を高めるというアプローチです。1980 年代以降、グローバル化に伴って製造業を中心とした単純労働の需要が発展途上国等に移り、先進諸国では被雇用者に求められる技能水準が高度化しました。特に脱工業化が進んだデンマークでは、技能水準の高度化とともに正規雇用の平均就職年齢が 20 歳代後半となり、公的扶助受給者の約半数が 30 歳以下の若年者となりました。1994 年に公的扶助受給者に対してもアクティベーションが導入され、30 歳以下の若年者を中心として受給者数を減らしてきましたが、2008 年の金融危機以後再び増加に転じました。その約 40%は 30 歳以下の若年者で、内 90%が職業資格を持たず、75%が後期中等教育（高等学校）未修了者であることから、将来的な雇用が危ぶまれ、公的扶助受給の長期化が懸念されました。そこで公的扶助の予防的措置の観点から、2014 年に職業資格の持たない 30 歳以下の公的扶助受給者に対する「教育援助（Uddannelseshjælp）」制度導入を主要施策とした公的扶助制度改革が行われました。対象者は、生活支援を受けながら基礎教育プログラムを受け、後期中等教育課程で「学べる状態」になることを目標としています。目標達成後は、後期中等教育課程に編入、修了後、職業資格習得等を通して雇用に繋げていこうという意図です。「教育援助」制度の財源は、一般学生が教育課程に在籍する際の生活支援金である SU と呼ばれる給付型奨学金によって賄われています。

日本では、これまで生活保護受給者は低所得の高齢者や障がい者、母子世帯などが中心でしたが、近年、稼働年齢層（15 ～ 65 歳）の受給者が急増し、「貧困の世代間連鎖」が懸念されています。平成 25 年の生活困窮者自立支援法成立に伴って、全国でも生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業が展開され始め、熊本市も、第 3 次熊本市地域福祉計画（平成 27 年度）に事業実施を反映しています。生活保護の予防的措置、「貧困の世代間連鎖」防止の観点からもデンマークの「教育援助」制度が持つ政策的な示唆は大きいと考えます。

（加藤 壮一郎）



社会政策学会において報告する加藤研究員
(6 月 4 日撮影)

研究員だより 熊本市都市政策研究所の新任の研究員を紹介します

都市政策研究所には、市職員の研究員のほか 3 名の非常勤研究員が所属しています。そのうち、平成 25 年 4 月から本研究所に所属していた久保由美子（くぼ ゆみこ）研究員と、平成 28 年 5 月から同じく本研究所に所属していた田中 大二郎（たなか だいじろう）研究員が、平成 29 年 3 月をもって退任いたしました。

そこで本研究所では、平成 29 年度に新たに 2 名の研究員を迎え入れることとなりました。初めて熊本へ赴任した 2 名の研究員ですが、さっそく自ら専門とする研究に取り組んでいます。今号の研究員だよりでは、両研究員に自己紹介と今後の抱負について語ってもらいます。

いちかわ かおる

市川 薫 研究員

博士（農学）

平成 29 年 4 月より研究員として東京から赴任しました。これまで、農業等を通じて人と自然のかかわり合いにより形成されてきた日本や海外のランドスケープについて研究や調査を行ってきました。国内では、大都市近郊の里地里山を対象に、明治期以降の変容について、地理情報システム解析、文献調査、アンケート等の手法を用いた研究を行ってきました。その後は、視点を海外に移し、世界各地の持続可能な生産ランドスケープの取組を推進する国際ネットワーク（SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ：IPSI）の設立や運営に関わってきました。この仕事を通じて、人と自然が良好な関係を保つことで持続可能な社会を形成することの必要性が、国際的にも益々認識が高まっていることを実感しました。また、グローバル化や農村の人口流出等の社会経済の変化や、それらによる影響を克服するための考え方には共通性がある一方で、効果的な方策をさらに検討していくためには、国や地域により異なる様々な状況下での事例を丁寧に積み重ねていくことが重要であると感じました。

日本国内においても、里地里山に対する関心が高まってはいるものの、急速な社会経済の変化の中で、地域ごとに異なる人と自然との関係の姿は必ずしも十分に理解されているとはいえないと考えています。こうした関係性は、生き物や自然環境の認識、食料や薬、建物や道具等の材料としての利用、土地の利用や管理、あるいは祭祀儀礼など多種多様なものに表れます。私の個人研究では、これまでの経験もふまえつつ、熊本という具体的な地域を対象に、里地里山のこうした伝統的な自然資源の利用に関する知識・実践あるいは文化や慣習等について探っていきたいと思っています。

やまだ としあき

山田 聡亮 研究員

博士（経済学）



大阪府から赴任してきました。私は京都大学大学院経済学研究科で、経済学の分析方法を用いて、自然災害義援金の研究をして、修士号および博士号を取得しました。修士論文では、自然災害義援金について、理論モデルによる分析を行い、博士後期課程では、実際のデータを用いて実証分析を行いました。被災者の生活再建において重要な役割を果たす災害義援金の問題は、いつ、どれだけ集まるのか事前に予測することが難しいために、被災者へ迅速に配分することが難しいという問題がありました。そこで、災害報道と被害と義援金が、互いにどのように影響しあって、最終的な義援金の総額がどれくらいになるのか予測できないかと研究をしてきました。その研究過程において、義援金総額に大きな影響を与えるマスコミの報道量をどのようにデータ化するかという課題に取り組みました。

また、当研究所では、産業連関表の研修を受けることができました。これまで、教科書で理論だけ見てきましたが、実際のデータを用いて、具体的な分析が行えたら理想だと考えています。特に、熊本地震の前後で経済の状態はどのように変化したのか。復興状況は、地震前後の産業連関表の比較で、様々な結論が導けるのではないかと期待しています。また、どのような産業が、復興に大きな影響を与え、または与えられたのかということを解明したいと思います。

産業連関表の研究で得られた結果とこれまでの自然災害義援金の研究成果を結び付けて、自然災害義援金を含むチャリティの政策的な活用方法を、理論面及び実証面から探求していきたいと思っています。このように私はこれまで、様々な災害について、離れたところからデータだけを見て研究してきましたが、ここ熊本の地で、熊本地震からの復興の過程をじかに見聞きし、さらに当研究所で活用できるデータなどを用いて、研究の質を高めていきたいと思っています。そして、熊本という地で復興研究に取り組む意義を常に念頭に置いて研究活動を進めていきます。

また、当研究所では、都市計画の歴史を調査し、このニューズレターで報告することになりました。大正時代から昭和時代にかけての熊本の地図を見て、街並みが今日とどのように異なり、その後発展してきたのかというのを見て大変興味深く思いました。